

第10期 助成事業募集要項

2026年4月1日

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会（以下「運用協議会」という。）では、「新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会まちづくり施策助成金に係る予算の執行に関する要綱」（別添：以下「要綱」という。）に基づき、第10期（2026年4月1日～2027年3月31日）の助成対象となる事業を募集いたします。

この助成金の制度は、「新宿駅西口地区駐車場地域ルール」により附置義務台数の緩和を受けた申請者からの協力金を原資とし、地域の様々な駐車課題の解消や地域のまちづくりを促進することに関する事業を実施しようとする事業者に対し助成することを目的に、2023年8月から実施している事業です。

事業者の方々におかれましては、是非この制度をご活用頂きたくご案内申し上げます。

記

1. 助成対象となる事業者等

次のすべての項目を満たす者

- ・ 次のいずれかであること
 - ア 新宿駅西口地区駐車場地域ルール適用地区内の土地又は建物の所有者
 - イ 新宿駅西口地区駐車場地域ルール適用地区内で活動している又は活動を開始しようとする団体又は法人
- ・ 事業を実施する能力があること
- ・ 本人（法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む）が新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと及び暴力団等が事実上参画していないこと

2. 対象となる事業および助成金の対象範囲

- ・ 助成比率：補助対象費の原則1／2

補助対象費は以下のとおりとする。

※消費税等及び他の補助金等の補助対象費を除く

- ①施設および設備の改善・購入・設置する事業
「施設及び設備の購入費」
- ②上記以外の事業
事業の実施に要する「直接経費」

・ 対象事業：

- (1) 交付決定前に契約を行っていない事業
- (2) 以下の施策に適合する事業
 - ① 集約駐車場、共同利用できる障害者用及び荷さばき用駐車スペースの整備等に対する支援
 - ② 適用地区内及び隔地先周辺における違法路上駐車対策、路上荷さばき監視員
 - ③ 駐車場案内の拡充
 - ④ フリッジ駐車場の利用促進
 - ⑤ 連絡バス等の交通手段の運行支援及び交通機関利用の促進
 - ⑥ 周辺駐車場との一体的運営（駐車場ネットワーク、共通駐車券、駐車料金体系の見直し等）
 - ⑦ バリアフリー経路等の整備を含めた歩行環境の改善
 - ⑧ 手荷物ポーターサービスの導入および運営
 - ⑨ その他地域ルールの円滑な運用のための施策

3. 第10期助成金総額（予算）

40,000,000円

4. 申請、選定

助成事業の申請にあたっては、別添の「規定様式について」をご覧ください。運用協議会は、選定にあたり提出された申請書一式の内容を基に新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会（以下「運営委員会」という。）における審議結果を踏まえ新宿区と協議し、助成事業の選定を行います。

5. 申請の受付

助成事業の選定の時期が運営委員会の開催時期によるため、申請の時期については事務局までご確認ください。なお、助成事業に関する業者との契約は、助成事業の申請を行い、運用協議会からの助成交付決定を受け取ったのちに行ってください。

6. 申請の方法

助成金を申請する際は、事前に事務局へご相談ください。

7. 問い合わせ先（申請窓口）

一般社団法人 新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会 事務局

住 所：東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 4 9 階（+OURS 新宿内）

電 話：03-3343-6150 Email: info@shinjukuwestparking.jp

受付時間：火・水・木（祝日を除く）10:00～17:00（予約制）